

エキュメニズムの大きな里程標

「ルーテル教会・ローマカトリック教会 義認の教理に関する共同宣言」

その歴史的意義と課題

江 藤 直 純

一、「共同宣言」にいたる過程

一九九九年十月三十一日にドイツのアウグスブルグで行われたローマカトリック教会（教皇庁キリスト教一致促進評議会）と、世界百二十八の教会が加盟するルーテル世界連盟（LWF）との間で行われた「ルーテル教会・ローマカトリック教会 義認の教理に関する共同宣言」¹の調印式は、やや大袈裟に言えば、東西両教会が分裂してから一千年を経て初めて到達した、エキュメニズムの世紀とも呼ばれた二十世紀を締めくくるのにふさわしい、宗教改革以来のキリスト教史上の画期的な出来事だったといわなければならない。もちろん「キリストのみこころである、目に見える一致」（「共同宣言」第四十四項）までははるかな道のあるにせよ、それに向けての確かな一里塚が打ち立てられたのだ。

六〇年代前半の第二ヴァチカン公会議によって大きな弾みがつけられた世界のエキュメニズム運動のそれ以降に見られる顕著な特徴のひとつは、世界教会協議会(WCC)を中心とする動きであり、その大きな成果が、カトリック教会とも共同しての「リマ文書」とも呼ばれる「洗礼・聖餐・職務」⁽²⁾とそれに付随する「リマ式文」のまとめである。今ひとつは、今日Christian World Communions (CWCs) — 適訳がないけれどもあえて訳せば、世界大の教派・伝統別の教会の交わり — を単位とする、二つのCWCの間の対話である。つまり、カトリック、ルーテル、アングリカン(聖公会)、改革派、東方正教会、バプテスト、メソジストなどが世界規模、地域規模、一国内とさまざまなレベルで、主として信仰と職制に関するいろいろなテーマをめぐって、この三十年間精力的に神学的な対話を進めてきた。その成果は、次々と刊行されてきた。⁽³⁾

また、研究が進んだだけではなく、それに基づいて教会は具体的な動きを起こしてきた。ヨーロッパではすでに三十年前にルーテルと改革派の諸教会で「ロイエンベルグ協約」が結ばれ、九〇年代に入ってから、イギリス・スカンジナビア一帯のルーテルとアングリカン(聖公会)が「ポルボー合意」によってミニストリーの相互承認をし、アメリカでも両者は、難産の末、二〇〇〇年夏にフルコミュニオンに入った。その三年前に、同じくアメリカでルーテルと改革派・長老派系三教会とが相互承認の取り決めをした。それら一連の流れの中でも際立っているのが、この「ルーテル教会・ローマカトリック教会 義認の教理に関する共同宣言」(以下「共同宣言」)だと筆者は判断している。

第二ヴァチカン公会議以前にもルーテル教会とカトリック教会の神学者たちは非公式な対話を重ねていたが、教会からの委託を受けての公式な対話が始まったのは一九六七年のことである。それ以降三十年間の対話の蓄積があつて、初めて今回の「共同宣言」が生まれたのである。⁽⁴⁾

しかし、なぜこの「共同宣言」がとりわけ顕著な意義を有するのか。それは、十六世紀のルターを中心とする宗教改革がローマカトリック教会の内部での教会刷新運動に収まりきらなかったのは、言うまでもなく、償符などの教会での慣習の是非ではなく、その根にある教理の違い、ひいては根本的な福音理解の相違こそが問題だとされたからである。その結果、破門や新しい福音主義の教会の樹立、その前後に神学的立場の明確化（アウグスブルグ信仰告白や一致信条書、トリエント公会議）とその過程を通しての相互の教理への断罪が引き起こされ、しかもそれは公式には今日にまで続いてきたのである。その根源にあるのが「義認の教理」だとされてきた。その「義認の教理」、「教会ガ立チモシ倒レモスル条項」と呼ばれてきたその「義認の教理」をめぐって、ローマカトリック教会とルーテル教会とが、トリエント公会議（一五四五―一六三年）や一致信条書刊行（一五八〇年）から四百数十年たつて、ついに「共同宣言」を発した。しかも、後に見るように、七項目にわたって「われわれはともどもにこう告白する」と明確に共通の神学的声明を世界に発表したのである。これは教会史上の事件である。（七項目とは、義認との関係における人間の無力さと罪、罪の赦しと義とすることとしての義認、信仰により恵みゆえの義認、義とされた者が罪人であること、律法と福音、救いの確かさ、義とされた者が行うよい行い、の七つである。）

両教会の代表委員による第一草案が一九九五年に発表されて以来、ルーテル教会の中では世界的な論議を呼んだが、とりわけドイツにおいてはことのほか激しい論争が展開された⁵⁾。また、カトリック教会においてもそんなりとはいかず、第三次・最終草案が加盟教会の圧倒的多数の支持で一九九八年六月のLWF理事会において決議されたのに、結局両教会の公式調印までさらに一年以上を要してしまった。つい最近も新たな文書が波紋を呼んだが、それについてはここでは深入りしない⁶⁾。四世紀以上にもわたる歴史を背負っているのだから、ひ

とたびひとつの文書が調印されてもその後にやり戻しや足踏みが繰り返されても少しも不思議ではない。しかし、今後も紆余曲折はあっても後戻りはないだろう。そうさせないためにも、ここでこの歴史的な文書を正當に理解し、評価し、次の一步へと進むための課題を明らかにしたい。

二、「共同宣言」の特徴

序と五章、四十四項からなる「共同宣言」本文と、その内容の明確化を意図して付け加えられた「公式共同声明への付属文書」がわれわれの検討の素材である。この「共同宣言」のいくつもある特徴の中から二つ挙げれば、一つは聖書的メッセージを出発点にしているということ、もうひとつは「幅のある合意」(differentiated consensus)と呼ばれる合意の仕方である。前者については、当然のようでないながら、実はきわめて注目すべきである。なぜなら、出発点が信条集でもなければ公会議の決定でもないからである。もちろんそれらによって神学的な検証が鋭くなされたわけであるが、なによりもまず「聖書における神の言葉に聴くわれわれの共通の方法」(第八項)によって両者は共通の土俵に立つことができたのである。相違する伝統の上に立つ教派間の対話にとってこのことの意義は計り知れないし、今後の他のケースのモデルになりうるだろう。

「リマ文書」は「収斂 (convergence) としての合意」として性格付けられるのに対して、「共同宣言」は、明確に合意した点と異なる立場を許容した点を含んでいる。つまり、合意した内容に幅があるのである。その幅については以下に詳しく検証するが、しかし、実はそれ以上に重要な点は、こと義認の教理に関しては「基本的あるいは根本的な真理における合意」(ein Konsens in Grundwahrheiten der Rechtfertigungslehre/ a consensus

on basic truths of the doctrine of justification) が両者の間に存することを確認したことである。真理は複数形になっている。しかし、それは Grundwahrheiten 'basic truths' である。Grund であり basic である。基本的かつ根本的な真理についてである。これは宗教改革のときから今日まで両教会がこの点では、いわば不倶戴天の敵と自らもそう思ってきたし、相手方からもそう思われてきた、その肝心要の「義認の教理」についてである。だからこそ、「共同宣言」が事件なのである。新たにこの立場に立った「共同宣言」はこの宣言の意義をこう簡潔にしかし力強く述べている。「義認の教理の根本真理に関する合意を含み、その説明においては依然として残る相違点はもはや教理上の断罪の機会とはならないことを示す」(第五項)。

今回の「共同宣言」の目的は、双方の教会の「共同宣言」の中に述べられている神学的立場に関しては、十六世紀に発した断罪は「妥当しない」ということをあきらかにするとうきわめて実際的な効果を示している。すなわち、この意味では二つの教会を分裂させるものではないと言っているのである。

さて、「幅のある合意」は、七項目にわたって克明に解明されたこれまでの論争のテーマについてそれぞれ三項目ずつ記述している。そこでは、まず「われわれはともどもにこう告白する」という定式化された文でもって始まる「共通理解」が述べられる。この「告白する (Wir bekennen gemeinsam/ We confess together)」という表現は限りなく重い。理解する、認識する、考える等々の語に置き換えてみると、「クレド」に使う「告白する」という動詞の重みは一目瞭然である。それとともに、いや、それ以上に、その告白する内容は、五世紀近くの長きに及ぶ教会の論争、分裂、断罪といった歴史を知る者をして驚かせ、さらに感動させる。この重みをしつかり受け止めなければならない。

それに続いて、ルーテルとカトリックそれぞれの「独自の立場」が陳述される。それを読むと、依然として

残る相違の小さくないことを思わないわけにはいかないが、しかし、それらは真理の「説明」の仕方なのである。われわれは「教理」というものの根本的な性格を改めて考えなければならぬ。教理とは、あえて誤解を恐れずに言えば、われわれが信じるべき真理そのものではない。あくまでもその福音の真理、言い換えれば、神の救いの行為を「指し示す」ものであり、その捉え方であり説明である。したがって、肝心なことは、教理が指し示そうとし、説明しようとしている真理そのものである。

もちろん教理ないし教義論争は、キリスト教の歴史をひもとけば言うまでもなく文字通り命懸けの「真理をめぐる論争」であった。古代教会以来、キリストの神人両性についてのキリスト論論争、三位一体に関する神論論争を代表的なものとし、それぞれ教会を挙げて論争がなされた。その例は枚挙に暇がない。宗教改革期におけるプロテスタント陣営内部での聖餐論争も、それによって福音主義教会の一致を損ねてしまったほどである。したがって、教理論争を少しでも軽く見ることは許されない(第七項)。にもかかわらず、われわれはあえて教理は福音の真理と区別しなければならぬと言わなければならない。繰り返すが、教理はあくまでも福音の真理の説明なのである。人間的理性の限界内における理解の仕方と言ってもよい。そうであるならば、対話を通して相手方を正しく理解するようになったら、場合によっては、説明の表現は異なってもそれによって指し示そうとしている真理そのものが同じであるということを確認できる場合もありうるのである。もちろん、「場合によっては」であって、常にそうであるとは限らないのは言うまでもない。むしろ、相違している場合のほうが多いであろう。

「共同宣言」は、あの七項目においてその福音の真理を共通の言葉で表現することを試みたのであり、それとともに、双方の独自の説明とその強調点の置き方も併せて述べて、そこでの相違点は、相互に相手方の意図を

理解する限り「共通理解」を損ねず、教会を分裂させるものではないという大胆な認識を前提しているのである。また、もうひとつ、この「共同宣言」には、双方の教会の義認論に関するすべての教えが網羅されているわけではないということも確認されているのである（第五項）。

また、義認論がいかばかり大きな重要性をもつとはいえず、「教会の生活と教え」のすべてではない。「共同宣言」自身がそのことを十分にわきまえていて、この土台の上にさらに引き続き解明しなければならない領域を教会論をはじめ七つ例示的に列挙している（第四十三項）。さらに、「付属文書」で再度基本的真理に関する合意を明確にするためになされている叙述、すなわち、「義人にして同時に罪人（*simul iustus et peccator*）」「欲望（*concupiscentia*）」「よい行い」などの本論中の主題もさらに研究し、解明が深められなければならないことを示している。歴史的に困難な問題を含む「協力（*cooperatio*）」という概念もそのひとつである。

そのことを重々踏まえたくうえで、なおかつ確認しなければならないことは、そして現に「共同宣言」においてそうしてあることは、義認論の性格と機能である。義認論の位置付けではルーテルとカトリックとの間にあたる相違にもかかわらず、次のように明言されているのである。「義認とは三位一体の神の働きである」こと（第十五項）、「義認の使信は、キリストにおける神の救いのみわざという新約の証言の核心へとわれわれを特別な仕方で方向付ける」こと（第十七項）、「それゆえに、このメッセージを伝え、展開する義認の教理は、キリスト教教理の一部以上のものである。それは内的に互いに連動していると見られるべき信仰のすべての真理と本質的な関係のうち存在する。これはまた、われわれの教会のすべての教えと実践とをキリストへと方向付けるのに常に奉仕する不可欠の基準である」（第十八項）と。すなわち、義認論を「多くの教理の中のひとつ」と見るカトリックと、「第一の主要な条項」と位置付けるルーテルとの間には、超えがたい隔たりがあるようではない。

ながら、事実双方で長らくそのように思われてきたが、それにもかかわらず、ついには前述のように義認論の性格と機能についてぎりぎりの共通の理解を第十五、十七、十八項における表現によって示すことができるようになったのである。念を押すために、「付属文書」はその第三項で以下のように述べて、これ以上疑問をさしはさむ余地のないように明瞭に教理の総体の中での義認論の位置を両者で確認している。「義認の教理はキリスト教信仰の尺度であり試金石である。いかなる教えもこの基準と矛盾することはできない」。この意味で、義認の教理は「われわれの教会のすべての教えと実践とをキリストへと方向付けるのに常に奉仕する不可欠の基準である」。

三、義認をめぐる共通理解と相違点

「われわれはともどもにこう告白する。われわれは、われわれの側のいかなる功績によってもなく、恵みによつてのみ、キリストの救いのみわざへの信仰においてのみ、神に受け入れられ、聖霊を受ける。この聖霊がわれわれの心を新たにし、よきわざへとわれわれを備え、召し出す」（第十五項）。この文章を先頭に以下の言明が続く。「義認の使信は、罪人としてわれわれの新しいのちはひとえに、（罪を）赦し（罪人を）革新する神のあわれみのゆえであると告げる」（第十七項）。そして、人間には自らを救いに与らせる力がないことを認めて、次のように述べる。「われわれはこれをただ神の賜物として受け、信仰において受け取る。いかにしても功績を積むことによつては、けつしてできないことである」（第十七項）。「すべての人々はその救いのためには神の救いの恵みに完全に依存する」（第十九項）。「救済との関係では（人間は）なんら自由ではなく（同）、

「解放を求めて自分自身の力で神へ向き直ることも、神の前に自らの義認のために功績を積むことも、自らの能力によって救いを獲得することも不可能」(同)だと断定する。「罪人はキリストにおける神の救いの行為を信じる信仰によって義とされる」(第二十五項)。

「恵みのみ」「信仰のみ」「キリストのみ」は、形式原理としての「聖書のみ」と共に、宗教改革の精神の真髄を表すスローガンだった。上記の簡潔かつ直截な表現が示す福音理解を共有することが可能になったこの「共同宣言」の意義は計り知れない。ルーテルあるいは広くプロテスタントは、宗教改革期のカリカチュア化した、あるいはステレオタイプ化したカトリック理解を改めなければならぬ。主として聖書という源泉に帰ることと、そして双方の教理を付き合わせることを通しての対話からこの共通理解は実現したといえよう。

ところで、「共同宣言」調印前後の動きを見ても、両者の共通理解を示した第三章第十四項から十八項とその説明を行った第四章の七項目だけを掲げて喜ぶのではなく、それらと、第四章に叙述されている双方の独自の立場の表現とがどのように両立するのかを検討しなければならぬ。そこには、それぞれの神学的な人間理解や救済理解が前提されているし、それらもまた合意に達したとは言われていないからである。「付属文書」の中でも、「欲望」という概念はカトリックとルーテルの側ではそれぞれ異なった意味で用いられている(2-B)と確認しているほどである。とりわけ、「恵みのみ」との主張と「協力する」との概念との関係は厳密な吟味が必要と思われる。なぜなら、表面的に見れば、人間の救いあるいは義認に神の恵みと人間の協力とが必要だと解釈できることになり、その場合「恵みのみ」は成り立たなくなると容易に推測できるからである。

ところが、カトリックによれば、この概念の使い方はこうである。「人間は、人を義とする神の行為に同意することによって、義認とその内容へと備えて『協力する』と言う」とき(もちろん、「備えて」という言葉には要

注意だが)、第二十項では、カトリック側は「協力する」ということに三重の但し書きをつけているようである。それは、第一に「人格的な同意 *personale Zustimmung/ personal consent*」であること、第二にそれは「恵みの働き (効果 *Wirkung/effect*) そのもの」であると見ていること、さらに第三に「人間が自分の能力によって行う行為とは見ていない」と述べていることである。ルーテルが強調してやまないように、信仰さえも神の恵みの行為の結果であるなら、神の義認の行為への同意という人間の行為もまた「恵みの働きそのもの」ということになる。当然、その同意という行為は、人間の能力によって行う行為ではないことになる。そうすると、「人間は自分たちの救い (を実現すること) に協力する能力を持たない」(第二十一項)との立場に立つルーテルが「人間は義認を受動的にのみ受け取ることができる」と強調し、「自分自身の義認への自らの貢献の可能性を否定する」(同)のと果たしてどこがどう違うのだろうか。さらに続けて、「しかし、神の言葉そのものによって引き起こされる信仰において、完全な人格的な参与があることを否定するものではない」(同)との言明と、カトリックの言うところの協力とは「人格的な同意」のことであるとの説明とは、並列しうるように思われる。

こうなると、実は同じ現実を見ながら、一方のカトリックは、神の恵みによって義認の出来事は引き起こされ支えられたと認めつつ、恵みを受けた「人間の責任」を、あえて「協力」というきわめて誤解を受けやすい言葉を使いながら、強調しているのであり、他方ルーテルは、人間の能力では及びもつかない「神の恵み」の圧倒的な力を語るために、あくまでも「協力」という概念を退けている、と判断してよいだろう。確認するが、「同じ現実」を両者が見ながら、それぞれがこう言っているのである。そうすると、残る問題は、「協力」という用語を使いながら、なおかつそこに三重の但し書きがついていることを一般の信者がどの程度認識しているか、できるかということになるのではないだろうか。そこが教理と信心との兼ね合いの難しさであろう。

「信仰により、恵みゆえの義認 *Rechtfertigung durch Glauben und aus Gnade/Justification by faith and through grace*」の節（第四章第三節）における信仰理解でも、カトリックにはルーテルとの共通した性格を看取できるし、義認理解において興味深い呼応を聞き取ることができる。それは第二十七項において、信仰を「人格的な関係」「信頼」「恵み」などをキーワードにして捉えていることからくる。「人間はみことばを聴く者として、またそれを信じる者として、洗礼を通して義とされる。……義認において、義人はキリストから信仰と希望と愛とを受け取り、そうすることによってキリストとの交わりへと入れられる。……神との、この新しい人格的な関係は神の恵み深さの上に全面的に基礎づけられており、この恵み深い神の救いを創造する働きに常に依存し続ける」、したがって、このような人格的な信仰理解に立てば「義とする恵みは、それを持って神に訴えることができる人間の所有物にはけっしてならない」との言明が導き出されてくる（第二十七項）。

人間の所有物ではありえないので、次の重要な主張がカトリックの立場の表明としてなされることになる。すでに第十五、十七項で宣言されているが、同じ第二十七項にいわく「罪人の義認とは、義とする恵みによる罪の赦しと義とされることである」と。四章第二節の「罪の赦しと義とすることとしての義認」の中で両教会が共通して告白しているように「二つの側面は分離されるべきではない」という一致した主張と同じ線上にある。この点については、「共同宣言」の邦訳（日本福音ルーテル教会）の訳注を引用することで、問題の所在を明らかにしておきたい。それは、日本における *Rechtfertigung/justification/iustificatio* という神学用語の邦訳が教会によって違っていたという事実を抜きには考えられないからである。第四章第二節の「罪の赦しと義とすること」での義認 *Rechtfertigung als Sündenvergebung und Gerechtmachung/Justification as forgiveness of sins and making righteous*」の表題につけられた訳注はこういう。「『義とすること』を、プロテスタントは『義と認められる

こと』と理解し、『義認』という訳語を用いてきた。これに対し、カトリックはこれをこれまで『義とすること』と理解し、『義化』という訳語を与えてきた。両者の神学的対話は『義認』の訳語にいたらせているので、この項は義認の表題のもとで、『罪の赦し』と並んで『義とすること』を取り上げて、この点における両者の歩み寄りを明らかにするのである。罪の赦しを*Gerechtersprechung*と言い直せば、*Gerechtmachung*との対照がいつそう明らかになる。宣義、義認と義化、成義の対比である。

そのような歴史的経緯を持っている両者が、まず第二十二項で共通の告白としてこう述べる。「神は恵みによつて人間の罪を赦し、同時に人間をその生において、罪の奴隷とする力から解き放ち、キリストにある新しいのちという賜物をお与えになる、と」。ルーテルとカトリックの上記のような強調の違いを、それに続くそれぞれ独自の立場を表明する項で述べながら、ルーテルはルーテルでこう言う。「ルター派が、キリストの義とはわれわれの義であると強調するとき、その意図するところはなによりもまず、赦しの宣言を通して罪人に、キリストにある神の前での義が与えられるということ、また、ただキリストとの一致においてのみ人のいのちは新しくされる（革新される）ということを確認かとしたのである。彼らが、神の恵みとは赦す愛（「神の恩顧」）であると強調するとき、それによつてキリスト者のいのちが新たにされることを拒否しはしない。むしろ、義認は人間的協力から自由であり続け、いのちを新たにするという、人間のうちにおける恵みの働きに依存しはしないということ在意図している」（第二十三項）。他方、カトリックもこう言う。「カトリックが、恵みを受領することを通して信仰者には、内的人間の革新が賜物として与えられることを強調するとき、神の赦す恵みは常にそれと共に新しいのちという賜物をもたらすということ、また、聖霊を通して行動する愛へと実現するということを確かかとしたのである。しかし、それによつて彼らは、義認における神の恵みの賜物が人間的な

協働から独立していることを否定しはしない」(第二十四項)。

さらに、次に続く第三節の「信仰により、恵みゆえの義認」の中で、カトリックはこうも明言している。「カトリック的理解によれば、義とする恵みによる生の革新が強調されるが、信仰と希望と愛におけるこの革新は常に計り知れない恵みに依拠するし、われわれが神の前で誇ることができるようななんらの貢献も義認に向けて行わない」(第二十七項)。これに呼応するようにルーテルも自らの理解をこう述べる。「ルター派の理解によれば、神は信仰においてのみ(sola fide)罪人を義とする。……神は創造的な言葉により、そのような信頼をもたらすことにより、信仰へと働きかける。神のこの行為は新しい創造であるから、それは人間のあらゆる次元に影響を及ぼし、希望と愛におけるいのちへと導く。……義認に必然的に伴い、しかもそれなしには信仰が存在しない、生の革新は、なるほど義認からは区別されるが、義認とは分離されない」(第二十六項)。この信仰理解、義認理解は確かに義認のふたつの側面を両者が認めることを可能にしている。これはけっして見逃すことのできるような軽い問題ではなく、否それどころか、決定的に大きな事柄である。

しかし、罪の理解の相違は、ということはい換えれば人間理解の相違は、やはり簡単に乗り越えられるものではないらしく、ルーテルの側の特徴的な主張である「義人にして同時に罪人」という定式によって表される人間理解、罪理解はカトリックに受け入れられていない。ここにも、罪を関係論的に捉えるルーテルの伝統と、存在論的に捉えるカトリックのそれとの隔たりがある。

ただし、第四章第四節「義とされたものが罪人であること」においては、「義とされた人が全生涯を通して絶えず神の無条件的な、義とする恵みに頼り続ける」こと、言い換えれば、罪の力が攻撃し続けるので、「日ごと赦しを神に求めなければならず」、「常に繰り返し回心と悔い改めへと召され、また、常に繰り返し赦しを

与えられる」のである(第二十九項)。この一致は、義とされた者を罪人と認めようと認めまいと、神の前における人間の現実の描写としては変わりがないことになるので、揺るがせにはできない。これはまた、欲望(*concupiscentia*)の理解の仕方が異なっても可能になる視点である。これを「幅のある合意」と呼ぶのであろう。

「共同宣言」の中で展開されている義認論について、とくに「基本的真理における合意」として挙げられている七項目についての説明の部分で、ルーテル、カトリック双方にとつて、これが自分たちの教えであるとして提示されているものに対して、従来教会の中で伝えられ教えられてきたものとニュアンスに差があり、違和感を抱くという向きも少なくないだろう。ルーテルの人間のひとりとして筆者は、これはカトリックの側により強くそう感じる人がいるのではないかと推察している。なぜなら、たとえば信仰の定義にしても、神の啓示への知的な同意といった要素は「共同宣言」に表されていないし、トリエント公会議が明確化した「聖書と聖伝」という教会の教えの権威ある源泉にしてもこの「共同宣言」の中には言及されていないからである。それは、だからといってそれら触れられていないことが直ちに否定されたことを意味するのではないことに留意すべきである。そもそもこの「共同宣言」の目的が「この対話に基づいて今や……われわれの義認についての共通の理解を表明できるということを示すものであ」って、ただしそのときには「義認についてそれぞれの教会が教えるすべてのことを網羅するものではない」(第五項)のである。これは覚えておかなければならない。

四、「共同宣言」からの収穫と課題

ところで、この「共同宣言」は必ずしもカトリックがルーテルに接近したとばかりはいえないし、言う必要もないし、単純にそう言うとするればそれは間違いである。筆者の個人的な洞察では、ルーテルとカトリックの共通理解が「義認論」をめぐるであれほどまでに進んだことにはすでに述べたように歴史的に、また教会論的・宣教論的に言って画期的な意義を有すると確信している。

しかし、もうひとつの収穫は、ルーテルがこの宣言を機に、これまで罪の赦しとしての義認をもっぱら強調してきたほどには強く語ってこなかったように思える義認のもうひとつの側面を正面から捉えるようになったことである。義認は、言うまでもなく第一義的には罪人への罪の赦しの宣言であるけれども、それと共に多くの要素、側面があり、わけても、赦しの宣言から直ちに始まる「いのちの革新」のことでもある。英文では *renewal of life* であるが、ドイツ語本文では *Erneuerung ihres Lebens* (16) と表現するし、別の場所では *neuschaffende Barmherzigkeit Gottes* (17) とも言う。新たに創造することである。そのことから、義とされた者のいのちのあり方にも同じように大きな関心が向けられる。「義とされた者は、キリストのことばから来、聖霊の結ぶ実である愛によって働く信仰によって生きる」(第十二項)。三一の神の働きである義認だから、聖霊も働く。「この聖霊がわれわれの心を新たにし、よきわざへとわれわれを備え、召し出す」(第十五項)。新約の「使信は、罪人としてわれわれの新しいいのちはひとえに、(罪を) 赦し、(罪人を) 革新する神のあわれみのゆえである」と告げる(第十七項)。両教会はこう告白する、「神は恵みによって人間の罪を赦し、同時に人間をその生において、罪の奴隷とする力から解き放ち、キリストにある新しいいのちという賜物をお与えになる、と。人が信

仰においてキリストに与かるときに、神はもはや彼らの罪を彼らに帰すことはなく、(むしろ)聖霊を通して彼らの内に積極的な愛を引き起こされる。神の恵み深い行為のこれらの二つの側面は分離されるべきではない」(第二十二項)。繰り返しになるがもう一度言おう。ルーテルもカトリックもそれに続く項で、一方を強調するときも他方を否定されることはない旨明言している(第二十三、二十四項)。

ルーテルのその立場は、実は「和協信条」などの諸信条の中で新しいのちはよきわざに展開していくこと、そうすべきであることを確言している。「アウグスブルグ信仰告白」もその第六条で明確にこう述べている。「そのような信仰は、よい実と、よい行為とをもたらさずにはいない。また人は、神が命じられたあらゆる種類のよい行為をなさなければならぬ。しかし、神のためにわれわれはそれをなすのであって、決してそのような行為に信頼し、それによって神のみ前に恵みを得るためではない。なぜなら、われわれは罪のゆるしと義とを、キリストを信じる信仰によって受けるからである」。第二十条でも繰り返して記している。「よい行いはなされるべきであるし、なされなくてはならない。われわれが、それによって恵みを獲得するようにそれに依存するのではなく、神のみ旨を行い、また神を褒め称えるためである。常に信仰だけが、恵みと罪のゆるしを把握するのである。そして、信仰によって聖霊が与えられるときに、心はよい行いをするように動かされる」。

ルーテルの神学全体の中では、メランヒトン以来の法廷論的な義認ないし宣義理解が伝統になつていとの印象は強いが、その伝統の中では、前述の「よきわざ(よき行い)」についての教えや勧めは、信条に明記され教理的には正しいと認められていても、実際の教会生活の中でそれにふさわしい扱いを受けてきただろうかとか問いたださなければならぬ。ルター派静寂主義などと批判されるゆえんも歴史的にはあったと認めないわけにはいかない面がある。「(罪を)赦し(罪人を)革新する神のあわれみ」の総体としての義認論が両教会の共通

理解として公に宣言される時代になった。今回の「共同宣言」が、義認論の深さと同時に広がりをも自らに再認識させるよい機会として機能することが期待される。贖罪論を中心とするキリスト論のみならず、それと密接不可分に連動してこの世での教会の働きを支える聖霊論をも内包する、三位一体論的な義認理解がこの「共同宣言」において改めて強調されたことは、義認論に堅く立った宣教論や社会倫理といったものを構築していくという今後の教会的・神学的課題を果たしていくためにルーテルにとって大きな収穫だったのではないだろうか。

この「共同宣言」の作業と平行し呼応するかのよう⁽⁸⁾に、近年のルーテルの世界的な動きのひとつは、義認と正義の関係に関する研究が精力的になされていることである。義を、特に宗教的な意味での神の前での義 righteous⁽⁹⁾ としてだけでなく、地上における社会的な正義 justice⁽¹⁰⁾ としても捉えることは、宣教学の注目するところでもある。WCC総幹事のコンラッド・ライザーが言うように「正義へのコミットメントはキリスト教信仰からの直接的な帰結」と言うことがルーテルの義認論から展開できるか大きな挑戦である。それらの課題に向かう基礎作りとしてこの「共同宣言」が大切な意義を持つと考える。

他の伝統との神学的な対話は、分裂していた相手と和解し、現在の相手方を正しく理解することに役立つのみならず、自らの伝統またアイデンティティーを再認識、再発見する好機でもある。そのことをなにより確認したい。

注

(1) 原文はドイツ語と英文と二つある。先に書かれたのはドイツ語のほうである。それぞれの正規の表題は以下のとおりである。

Gemeinsame Erklärung zur Rechtfertigungslehre des Lutherischen Weltbundes und der Katholischen Kirche

Joint Declaration on the Doctrine of Justification The Lutheran World Federation and The Roman Catholic Church

(1) Baptism, Eucharist and Ministry, 1982 邦訳は一九八五年、日本基督教団出版局。

(3) 各種の合意文書をまとめて刊行したのが、*Ecumenical Documents: Growth in Agreement*, ed. by Harding Meyer and Lukas Vischer, New York: Paulist Press, Geneva: WCC, 1984. さらに二十世紀のエキュメニカル運動の主要な文書を収録したものに *The Ecumenical Movement: An Anthology of Key Texts and Voices*, ed. by Michael Kinnamon and Brian E. Cope, Geneva: WCC, 1997. 後者の中には、次の段落で触れる Leuenberg Agreement, Reformation Churches in Europe, 1973. や Porvoo Common Statement between Anglicans of Great Britain and Ireland and Lutherans of the Nordic and Baltic Lands, 1992. といった重要なものも含まれている。

(4) ルーテル・ローマカトリック共同委員会による『福音と教会』*The Gospel and the Church*, 1972と『教会と義認』*Church and Justification*, 1994 アメリカにおけるルーテル・ローマカトリック対話委員会による『信仰による義認』*Justification by Faith*, 1983' ドイツにおけるプロテスタントとカトリックの神学者たちのエキュメニカル研究委員会による『宗教改革期における断罪—依然として教会を分裂させるか』*Lehrverteilungen-Kirchentrend?*, 1986は特に重要であろう。

(5) 一九九八年一月には著名なプロテスタントの神学者たち百五十名が連名で問題提起し、マスコミでも大きく取り上げられた。十六世紀の和協信条にいたる五十年間の論争もかくやと思われる激しさだったようだ。LWF側の起草委員のひとりドイツ人神学者テオドール・データー(ストラスプール・エキュメニズム研究所所長)によれば、彼はまるで四面楚歌、ときに異端呼ばわりまでされたというほどの(神学的のみならず感情的にも)激した論争を巻き起こしたといえる。「共同宣言」推進側にとっては一時はまるで現代版「アタナシウス・コントラ・ムンディ」とでもいえそうな状況だったようだ。しかし、最後には、矛は収められ、ドイツでの調印式が実現した。今後も第二ステップに入っていく中で再燃されることもあるう。

また、異なる伝統の間での対話の文法を学びつつある時期だといってよい。

- (6) 二〇〇〇年九月にヴァチカンの教理聖省は「ドミニクス・イエズス」と呼ばれる宣言を発表した。その三ヶ月前に世界のカトリック司教協議会議長宛てに発せられた別の文書では、それまでプロテスタントの教会を「姉妹教会」と呼ぶにいたっていたのに、今後は「教会」という言葉を用いなくて「エクレシアル・コミュニティ」と呼ぶことにすると表明していたが、さらにこの「ドミニクス・イエズス」の中では、純粹で統合的な聖礼典を保持しないエクレシアル・コミュニティは適切な意味での教会ではないとまで言明してしまった。これに対して、ルーテル世界連盟(LWF)や改革派教会世界連盟(WAR C)からは反発と批判とを浴びている。

- (7) 宗教多元論の議論の中でしばしば安易に諸宗教のことを、高い山の頂上は一つ、そこへ登る道は複数との比喩を用いて説明し、結局すべての宗教を無条件に同じ真理への異なる道筋として理解する立場が登場する。本稿で教理を真理のある捉え方、説明の仕方だというのは、この意味での宗教多元主義と同根ではないことをあらかじめ断っておく。

- (8) LWFが進めている研究の成果は、たとえば次の二冊によく示されている。
Justification and Justice, ed. by Viggo Mortensen, Department of Theology and Studies, Geneva: The Lutheran World Federation, 1992.

Justification in the World's Context, Documentation No. 45, ed. by Wolfgang Greive, Geneva: The Lutheran World Federation, 2000.

- (9) ボッシェ『宣教のパラダイム変革』上巻、新教出版社、一九九九年。原著は David J. Bosch, *Transforming Mission: Paradigm Shifts in Theology of Mission*, Orbis Press, 1991.

- (10) Konrad Raiser, *Ecumenism in Transition: A Paradigm Shift in the Ecumenical Movement?*, Geneva: WCC Publications, 1991, p.17.